

平成24年第5回臨時会

津別町議会会議録

平成 24 年第 5 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 24 年 10 月 18 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 24 年 10 月 22 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 24 年 10 月 22 日 午前 11 時 2 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	林伸行	○
総務課長	竹俣信行	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	松橋正樹	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
住民企画課長	鵜田憲治	○			
住民企画課主幹	横山智	○			
保健福祉課長	山田英孝	○			
保健福祉課主幹	石川篤	○			
こども園準備室長	長良英俊	○			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局主任	小西美和子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 乃村 吉春 2 番 谷川 忠雄
2			会期の決定	自 10 月 22 日 1 日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	議案	5 8	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	5 9	財産の取得について（町営住宅）	
7	〃	6 0	財産の取得について（土地）	
8	〃	6 1	平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）について	
9	報告	1 2	例月出納検査の報告について（平成 24 年度 8 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより平成 24 年第 5 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において
1 番 乃 村 吉 春 君 2 番 谷 川 忠 雄 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げ

ます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。本日ここに第5回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第4回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております4件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、高齢者に対するお祝いについてであります。8月30日に100歳の誕生日を迎えられた井上キクさんにお祝いの記念品を贈呈したほか、9月24日からは喜寿104名、米寿52名、白寿5名の方々に対し、益々のご健勝を願いつつ記念品を贈呈いたしました。また、国の老人の日記念百歳高齢者の対象者2名（井上キクさん、青島光子さん）に対し、内閣総理大臣からの祝状及び記念品の伝達を行ったところであります。

次に、徘徊高齢者捜索模擬訓練についてであります。9月22日、林業研修会館を

会場に、認知症高齢者の方やその家族を地域で見守る体制づくりや、昨年立ち上げた認知症高齢者等 SOS ネットワークの活動強化のため、関係機関や町民の方 45 名に参加をいただき実施いたしました。認知症の理解や認知症の人への接し方などをテーマにした講演と寸劇の後、旭町などの住宅街において数人のグループに分かれ、メール配信システムによる情報をもとに搜索訓練を行いました。今後とも認知症を正しく知り、町民一人ひとりがサポーターとなって支え合うことで、だれもが安心して暮らせる地域を目指したまちづくりに取り組んでまいります。

次に、中央公民館 30 周年記念事業歌舞伎フォーラムについてであります。9 月 27 日、午前の部において町内の中学生と高校生と合わせて 250 名が、夜の部においては 150 名の町民の方々が歌舞伎を觀賞されました。第 1 部「助六が出来るまで」は、役者が楽屋で行う化粧や衣装を身に着ける過程を舞台上で行い、解説者が名称や由来などについてエピソードを交えて説明し、観客の皆さんは大変興味深そうに耳を傾けていました。第 2 部は、第 1 部で出来上がった役者による歌舞伎舞踊「助六」が演じられ、第 3 部は、役者二人による「あんまと泥棒」が上演され、両者の軽妙な会話の中に江戸時代の庶民の義理人情を垣間見ながら、日本の伝統芸能を堪能したところがあります。歌舞伎フォーラム公演にご尽力いただきました実行委員会の皆様に、心から感謝を申し上げる次第であります。

次に、町営バスについてであります。9 月 30 日をもって相生線、上里線の町営バスを廃止し、10 月 1 日から一般住民も乗車できる混乗スクールバスとして運行を開始するとともに、開成線につきましては北海道北見バスが開成津別線として新たに運行を開始したところでもあります。混乗スクールバスにつきましては、これまでの乗車方法と異なる予約制となりましたが、現在までのところ大きな混乱もなく運行されているところとあります。また、開成津別線につきましても順調に運行されていると聞いているところとあります。なお、町営バスの廃止にあたり、最終日の 9 月 30 日、町民代表や職員が参加し、相生行き町営バス最終便を見送るとともに、豊永バスセンター前までお別れ乗車を行い、昭和 60 年に運行を開始した町営バスの歴史にピリオドを打ったところとあります。10 月 1 日は、混乗スクールバスと北海道北見バスの運行開始を記念し、北海道北見バス株式会社 佐竹社長のほか、議長、自治会代表が出席される中、

新路線の運行式を行ったところであります。

次に、人事異動についてであります。10月1日付で課長職3名、主幹職2名、主任公務補1名、10月11日付で課長職1名の異動発令を行いました。

また、平成27年4月の開園を目指し、こども園の運営母体となる新たな社会福祉法人の設立及び施設建設、運営方針等の事務を進める部署が必要であることから、津別町課設置条例の規定に基づき、臨時の組織として「こども園準備室」を今年度末までの間設置することとしたところであります。

次に、第11回つべつ紅葉マラソン大会についてであります。10月7日、道内外から234人の参加申し込みを得、今回より多くの方々の声援を期待し、ゴールを津別小学校グラウンドに変更して開催したところです。大会当日は、絶好のマラソン日和に恵まれ、最年少は5歳の子どもから最高齢は88歳の方が参加され、わずかに色づき始めた紅葉を眺めながら健脚を競い、さわやかな汗を流していました。また、今回は船橋市より船橋・津別青少年交流協会会長ほか4名の方々が視察に訪れ、うち1名がハーフマラソンに参加されました。今大会の運営にあたり、体育協会、スポーツ推進委員をはじめ交通指導員、連合PTA、町子連、陸上競技関係者など多くの方々にご協力をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

次に、台湾・二水郷との友好都市提携についてであります。10月7日から11日の日程で台湾・二水郷を訪問し、10月8日に二水郷公所（役場）において、友好都市提携の調印を行いました。当日は、地元住民の皆さんの熱烈な歓迎の中、許郷長の日本語による挨拶など心のこもった対応に感激したところであります。今後につきましては、中学生などの交流を中心に、ゆっくりと関係を深めてまいります。

次に、社会福祉法人設立準備会についてであります。10月12日、認定こども園の建設・運営の母体となる社会福祉法人の設立準備会が、林業研修会館において開催されました。準備会では法人の名称を「社会福祉法人 夢つべつ」と決定したほか、設立代表者に阿部博道氏を選出し、平成27年4月の認定こども園の開設を目指し、精力的に取り組むを進めていくことが確認されたところです。

次に、第2回つべつ産業まつりについてであります。10月14日、さわやかな秋晴れの下、さんさん館一帯において、つべつ産業まつり実行委員会の主催により、延べ

約 1,800 人の来場を得て盛大に開催されました。会場では、町内で生産された旬の野菜や加工品の販売、お楽しみ抽選会や餅まきなども行われ、大変な賑わいを見せておりました。開催にあたりご協賛、ご協力をいただきました団体をはじめ関係各位に深く感謝申し上げますとともに、明年に向けより充実した産業まつりとなるよう、関係団体との連携を図ってまいります。

次に、小規模多機能型居宅介護事業者説明会についてであります。10月15日、林業研修会館において地域密着型介護サービスの一つである小規模多機能型居宅介護事業所整備の公募にかかる事業者説明会を開催いたしました。当日は5事業者の参加があり、今後、建設を希望する事業者の出ることを期待するものであります。

次に、地域づくり講演会についてであります。10月16日、生活改善センターにおいて、「これからの地域の支えあいを考える」をテーマに、民生委員や自治会役員など町民40名の方々の参加を得て開催いたしました。今回の講演会は、北海道の補助事業である住民参加型高齢者生活支援等推進事業の一環であり、北星学園大学教授杉岡直人氏の講演と名寄市立大学准教授忍 正人氏による住民参加の地域づくり実践報告、さらに先に相生、柏町地区で実施した高齢者訪問調査の概要報告が行われました。今後、11月には、町民との意見交換会を予定しており、歳をとっても安心して暮らせる地域を目指した取り組みを順次進めていく所存であります。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第58号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度取得する予定のまちなか団地を追加するとともに、共同施設である駐車場の整備数が増加することから所要の改正をしようとするものであります。

議案第59号「財産の取得について（町営住宅）」は、昨年8月26日の臨時議会で議決をいただきました津別町営住宅まちなか団地（Ⅱ工区）買取事業に関する協定に基づき、平成24年度に完成しました町営住宅を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号「財産の取得について（土地）」は、平成27年4月開設を予定している

認定こども園の建設用地取得について、丸玉産業株式会社と売買協議が整ったことから契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号「平成24年度津別町一般会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億7,712万4,000円とするものであります。今回の補正につきましては、認定こども園整備事業及び社会資本整備総合交付金の追加配分に伴う特定公共賃貸住宅建設整備事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の主なものについて、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、民生費で、認定こども園整備事業として1,064万6,000円の追加、土木費で特定公共賃貸住宅建設整備事業として458万2,000円の追加。

歳入では、地方交付税で1,316万7,000円の追加、国庫支出金で206万1,000円の追加をするものであります。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎議案第58号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第58号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第58号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由で申し上げますとおり、町営住宅まちなか団地（Ⅱ工区）買取事業の実施に伴い、取得予定のまちなか団地10戸の追加と、共同施

設であります駐車場について整備数の増加、所在地を追加したことから条例の一部を改正するものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表に沿い内容を説明したいと思います。資料をご覧ください。別表（１）の末尾に今回取得いたしますまちなか団地 10 戸につきまして、住宅タイプごとに追加するものでございます。共同施設の駐車場につきましては、その下段、別表（２）共同施設の末尾、表では一番下になりますが、まちなか団地駐車場の整備数をこれまでの「23」から「43」に改正し、所在地に「56 番地 1」を追加するものであります。

議案の条文に戻っていただき、附則につきましては、この条例は平成 24 年 11 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 59 号 財産の取得について（町営住宅）を

議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 59 号 財産の取得についてご説明申し上げます。

さきほどの提案理由にもありましたが、平成 23 年 8 月 26 日の臨時議会において、議案第 50 号で議決いたしました津別町営住宅まちなか団地（Ⅱ工区）買取事業に関する協定に基づき、平成 24 年度完成分の町営住宅を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容について説明させていただきます。取得する財産は、町営住宅であります。取得する財産の内訳としまして議案の裏面をご覧ください。取得する財産の所在は、津別町字旭町 56 番地 1 です。財産の種類といたしまして、1LDK、2LDK、3LDKとなっております。延べ面積は、F棟、G棟、H棟、合計で 739.51 平方メートル、取得戸数につきましては、F棟 3 戸、G棟 4 戸、H棟 3 戸の合計 10 戸でございます。タイプ別に申し上げますと 1LDK では全体で 4 戸、2LDK も 4 戸、3LDK は 2 戸でございます。取得する財産の構造は、木造平屋建となります。

前のページにお戻りください。契約の方法は随意契約で、買取金額は 1 億 2,085 万 2,000 円で、うち消費税及び地方消費税額は 572 万 6,000 円であります。所得する相手先としましては、代表企業、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社代表取締役 蓮井和一でございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 60 号 財産の取得について（土地）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 60 号 財産の取得についてご説明申し上げます。提案の理由につきましては、平成 27 年 4 月開設を予定しています認定こども園の建設用地取得について、丸玉産業株式会社との協議が整い、契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。取得する財産は土地で、津別町字新町 15 番 3、雑種地 2,046 平方メートル、同じく 17 番 1、雑種地 4,553 平方メートル、同じく 17 番 3、宅地 647.96 平方メートル、同じく 18 番のうち雑種地 3,479 平方メートル、同じく 21 番 1 のうち雑種地 3,720 平方メートル、合計で 1 万 4,445.96 平方メートルです。目的は、認定こども園建設用地購入のため、取得金額は 3,750 万円です。裏のほうですが、契約の相手方は、網走郡津別町字新町 7 番地、丸玉産業株式会社取締役社長 大越敏弘でございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 61 号 平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） それでは、ただいま上程となりました議案第 61 号平成 24 年度一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入支出予算にそれぞれ 1,522 万 8,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 47 億 7,712 万 4,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げたとおりであります。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので 6 ページ、7 ページをお開きください。民生費、認定こども園整備事業、工事請負費につきましては、購入した用地との隣接地に仮塀を設置する費用として 73 万 5,000 円、負担金補助及び交付金は、新たな社会福祉法人の設立準備会に対し、基本設計委託料 927 万 6,000 円を主なものとして報酬、旅費等を含め 991 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、土木費、特定公共賃貸住宅建設整備事業は、社会資本整備総合交付金の追加配分があったことから、不足している単身者用住宅1LDKメゾネットタイプ1棟6戸を達美に建設することとし、実施設計及び用地地耐力調査業務として458万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4ページから5ページをお開き願います。地方交付税は、本年度28億2,935万1,000円の交付決定がされ、この一部を今回の補正の一般財源分として1,316万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の国庫支出金、土木費国庫支出金、社会資本整備総合交付金は、特定公共賃貸住宅建設整備事業として206万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、条文に戻っていただきたいと思えます。第2項の第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

以上、ご説明いたしましたので承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 7ページの特賃の関係なのですが、ここちょっと灯油管だとか水道管の接続ミスみたいな、そういう初歩的な工事不良が出てきていると。以前はこんなことはほとんどなかったのではないかなというふうに思うのですが、この点について、住宅本来の整備はいいのですが、その辺について工事の施工検定もろもろ含めて、どのような考えで今後進めていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま谷川議員さんからの質問がありました住宅の関係なのですが、今回灯油事故等ちょっとありまして、今後の対応といたしまして、今後については検査を、確認を1人で行うことなく、ある程度複数で確認を行いながら、そして今回の灯油については、気密試験を行っていなかったということが一つの原因にもありましたので、それを徹底して行うということで、当初は目視だけで行っていたものなのですが、それを気密試験を行って今回のまちなか団地の買取

事業につきましても、最終的にはそういう検査を行ってやっておりますので、そういう二重、三重の確認行為を行いながら対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 結局これは確認にさらに密度を加えるということについては理解はするのですけれども、やはり工事で結局工程写真をもらっても隠れる所は全くわからないと。だからその辺の全量検査をしれというふうなことではないのですけれども、どっちにしても抽出検査になるのですけれども、その隠れ部分のやっぱり火に関することだとか、肝心要な所については、特に重点検査というか、そんなふうなことも特に意を尽くしたほうがいいのでないかなというふうに思えますので、その辺についてもう一度いただきたいというふうに思えます。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 基本的にある程度工事については、業者の責任施工ということもあるので、今後につきましては、灯油だとか特にガスもそうなんですけれども、そういうものについては、目に見えない所については今後そういう二重、三重の確認をしながら検査をしていきたいということで、これから建てます特公賃住宅についても、このような形で一人で行うことなく複数の人間で確認をしたり、検定についてもそういう所もきちっと見るということで、目に見えない所を特に、それとあと水回りだとか、そういうガス、灯油の部分については何重にも検査をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 町のほうの二重、三重、五重かもしれないけれど、監督員もいますから、これについては基本的には信頼して理解はしているのですけれども、やっぱり業者施工に問題があるのではないかなと。ですから業者の監督指導というか、その辺について、もうちょっと掘り下げたというか、遺漏がないような、そういう指導徹底なり、その辺についてはどんなふうになっているか最後に聞きたいというふうに思えます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 業者の指導という点につきましては、こういう事故がありましたので、今回の例えば検定につきましては、気密試験をやれというような指示を出した上で、その結果表といえますか、試験結果表というのが丸く円盤になったもので、実際に圧力をかけて20分間保持したままで、その圧力が抜けるかどうかという実際に検査を行った、その結果表を提出させるというようなことで確認をしております。そういうことからいいますと、今後については、そういう確認できちっとした検査結果の提出を求めるというようなことも必要かなということで今回実施したわけですので、今後もそうした方向できちっとした確認をするというのが1点目になるかと思えます。

その後、業者さんに対しては、やはりそういうことのきちっとした書類をまず作成する。あるいは、きちっと検査をしてもらったものを残してもらおうと、証拠として残してもらおうと。そういうことで徹底をしたいということで業者の指導に当たっていきたいというふうに考えております。

さきほど主幹が申しあげましたように二重、三重ということは、検定員としては私が主になるかと思いますが、私の目だけではなくて、技術畑の人間もおりますので、そうした者の目であるとか、あるいは会計課長も権限を持っておりますので、会計課長の権限であるとか、そういう点でも二重、三重のチェックをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今担当課長のほうから話がされましたけれども、私のほうからは改善計画という形で、なぜこういうことになったのかと。それは原因とあわせて、それから社内の体制の問題だとか、そういうことについて業者のほうにお話を申し上げて改善計画書を提出をいただきました。受け取りとあわせて私のほうから、やっぱりあってはならない初歩的なミスということも踏まえて、この反省を促したところでございます。そういうこともしながら、今ちょっと検査の実態も今までと違って、きちっと業者側サイドのほうで気密の検査だとか、そういうことを少しでもやってみようというようなことでの改善計画を出されておりますので、私どものほうに

についてはそれを受けて、今度二度とないような体制をできるのではないかとというぐあいに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 7ページの歳出のほうの認定こども園のほうの認定こども園の整備について、工事請負費の仮塀を設置するということで予算化しておりますけれども、今の青木さんのお寺の裏なのか横なのか、それあたり含めてどういうものを設置するのかとお伺いをしたいと思います。

それから、補助金の準備委員会のほうに補助金を出して、これから進めるわけですが、先般の協議会のほうでお話があったわけですが、設計のほうかかるといって、この設計について準備委員会のほうで進めるわけですが、いわゆる議会側にどういうふうにやりとりをやるのか、基本的な姿勢についてお伺いをしたいと思います。

それから、特賃の件ですが、1棟6戸ということで、その設計業務含めて予算化するということですが、この特賃について、緑町に建てた赤い建物含めて、町のほうはあまり反省をしていないような気がします、やはり建物を町民の財産、それから住宅らしいと、そういう観点から反省しているのかどうかわかりませんが、今後どういうふうに色含めて対応されるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 今ご質問のありました仮塀の設置工事につきましては、ブロックの塀が今までL字型にあったと思います。それにつきまして、88.5メートルの木のカラマツの円柱材で、あとカラマツの板を横張りして、そういう部分で仮塀を設置したいということで、それらについては、あくまでも2年ぐらいというふうに考えておりますので、防腐処理をしていない、そのカラマツ材でやっというふうに考えています。

あと、法人との基本設計等の部分につきましては、これからまだ法人と中を詰めていくわけですが、ある程度その部分については議会ともこういう形になってきますだ

とか、その部分は全員協議会の中で提示して基本設計の部分、途中でも提示して議会とやりとりも出てきますし、また法人の中でもやりとり出てきて、そういう形で詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 特公賃につきましては、今のケアハウスの向かいにありますつつみ第3団地の町有地の空きスペースの所に1棟6戸を建てる予定になっております。平成14年につつみ第3団地として1棟8戸が建っております。基本的にその形を使うのですけれども、建築の基準が当時とちょっと変わっていますので、基本ベースは今のつつみ第3団地を基本にするような形で建てると思います。色につきましても、全く同じ色とはならないとは思いますが、遜色のない、変わらないような色にはしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 認定こども園の塀について裏側だけだというふうに今お聞きをしたのですけれども、今度丸玉さんから用地を買われて、今幼稚園側で駐車場に横側使っておられますけれども、その関係についてそのまま多分町として貸すということになろうというふうに考えられますけれども、多分工事が始まったら、この先のことでございますけれども、今の幼稚園側との間に何らかそういうことが講じられるのか、安全対策について講じられるのかどうか、わかったらお答え願いたいと思います。

それから、実施設計までの間ですけれども、全員協議会のほうで協議したいという話があったのですが、やはりきめ細かい、できればそういう協議をしていただきたいと。決まってから言われても後からどうにもならないというような話でなく、やはりそれあたりについて、きめ細かいやりとりについて、この設計のほうに反映していただければと考えております。

それから、特賃のことですけれども、既存の建物はメゾネット方式ということで、1戸が二階建てになっていますけれども、そういう方式で建てるのか、これまでの建て方の平屋で建てるのか、ちょっと説明がなかったわけですが、やはりあそこの団地であれば、やはりあの団地の形成の建物の色だとか、そういうものについて一

体感があるようにつくられたほうがいいのではないかと、そういうふうに思いますので、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 今質問のありました青葉幼稚園との駐車場の関係ですが、これは町が取得しても、その建設が始まる前までは従来どおりお使いいただくような形になるかと思えます。ちょっとまだ先のことで、詳しくは言えませんが、隣との工事の関係なんですけれども、これらについても安全対策は、また隣接地との関係もごさいますので、十分それらは協議して進めていきたいというふうに考えております。

もう一つ、基本設計の関係ですけれども、非常に期間も短くなる可能性もあるのですが、これらについては、さんさん館同様議会とも当然協議しますし、また準備会ともそちらとも十分細かいところも詰めていってきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 特公賃の関係ですけれども、達美地区のあそこの団地はやっぱり一つの団地形態になるかなというふうに考えております。ですから、団地の中で以前に建ったものと、これから建つものとやっぱり一つ形態という、団地の形として見栄えというのも考えていかなければならないというふうに考えておりますので、現在あそこ2棟で各4戸ずつの8戸の1LDKのメゾネットタイプがついておりますので、先ほど主幹が申しあげましたように、参考にするということは、そのメゾネット部分も参考にするというふうに考えておりますので、全体的な団地形成のバランスから考えて、同じような形になるでしょうし、やはり色についても全く同じというふうにはなりませんけれども、似たような色で団地としてのバランスをとっていくということで進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ちょっと今山内君が触れた特賃の関係で、ちょっと聞いておきたいのだけど、私の所の前のケアハウスの空いている所に今1LDKを6戸といますけど、これ実際には子どものいる世帯数だとかいるんだけど、やっぱり子どもの

いるところの家族が来ると、どうしても世帯としては賑やかになるのだけど、今回1LDKだけに絞ったということは、それなりの分析をして1LDKだけに絞ったのですが、それはちょっとどういう考えでいったのかちょっと聞いておきたいのです。

それと、一般的に特賃をつくっていくということは、町民の人も随分感心を持っています。まちなか団地のほかにいろいろとあちこちに空いている土地に若者の定住のために今特賃を順次やっているのですが、町長も前に全体で何年計画で何十戸だか建てるといいますが、現時点では今回のこの6戸も含めて総体的にどの程度の計画を持っているのか、ちょっとこの段階でもう一度聞きたいと思います。何年でどの程度まであれするのかと。実際に聞くと、特賃の場合は、空けばすぐ埋まってくるということで要望もあるということで、そんなにある程度満たされているのではないかと思いますけれども、例えば私の所の前のメゾネットタイプを見ても、普段どうしても夜勤なんか行って若い人たちがいると、ほとんど夜は電気ついてない。昼間はいるんだかいらないんだかわからない。一般的に見ると、本当に実際に埋まっているのかどうかなんていうことで、よく私も、いるのって言ったら、知らないうちに出て行って、また空いているのです。やっぱり町民から言わせば、公住も含めて役場さん、空いたらすぐ公募して埋めていかなかったら何か空きっ放しで、いつまでも公住だとか団地があるけど、やっぱり出て行ったら、すぐやっぱり公募して、次の人を入れるとかという体制をしていかなかったら、いつ入るのかかわからない、いつ出て行ったのかもわからなくて、そして本当に入居されているのかもわからないと。若い人の出入りもしようないけど、そういうところが結構目立ってくるのではないかと思う、数が数だから。

それと、環境整備です。自治会なんかも言うけど、なんぼ独り者であろうと若者であろうと、自分の所の玄関の草ぐらい刈るとか周りの清掃をするとかと、何もしないで、ほとんどそのままの状態でいると。草のボウボウの所は、町として一体管理するしかないけど、自分たちが住んでいる周りももう本当に何一つ玄関先から何も草も刈らなきゃ何も掃除もしないと。これ自治会何かでも、少しその辺はやっぱり入居するときの条件としてある程度きちっとしてもらわなかったら困りますよという話を聞きますけど、私どももやっぱり何ぼ町の施設だからといったって、入った入居者がやっ

ぱり若い人たちにそういう指導を身につけていかなかったら、これは自治会の付き合いもあるからあまりにもだらしのないような環境整備もしないようなことで、ただ入れていますと。家賃もらっていればそれでいいという問題でないですけど、その辺はある程度やっぱり入居の条件としてきちっと指導してやっぱりいくということは、これからあちこちにこういう特賃が建つのですから、特に平屋だとかそういう所は、どうしても2階、3階は仕方ないけど、やっぱりそういうところにおいては、そういう指導をして入ってもらおうと。それに全然準じなかったら、場合によったらきちっともう一回確認をとって出て行ってもらうという、そのぐらいのものをつくっていかなかったら、若い人が住むのは結構ですけど、そういうものを付近の住民だとか、みんな見ているのですから、そういうものも徹底した入居も私は考えていったらどうかなと思いますけど、その辺を含めて、ちょっとその辺の考え方を聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） まず、1LDKにしたという理由につきましてですけども、過去の住宅募集の関係を見ますと、平成21年から24年までにつきまして、特公賃、まちなか、まちなかにつきましては23年からなのでですけども、1LDKの募集が全部で特公賃につきましては33戸に対してその倍の61戸が応募があったということになっております。そして、まちなかについても、2戸に対して9戸という、特に特公賃、失礼しました、1LDKについては募集が多いということで、今回の旭町のまちなか団地につきましても、1戸の募集に対しまして7戸が応募したということになっています。そういう絡みから町の全体として1LDKが少ないということで、今回特公賃の1LDKを建てるということで決めております。

それと後の、募集につきましては、随時退去した後に月に1度広報を出しますので、そのときにお知らせということでチラシを入れて公募をして、それから大体1か月以内には入居可能ということにはなっております。

それと、周りの環境整備だとか草刈等につきましては、周りについては町のほうでやるのですけど、個々の住宅の周りについては、個人でお願いしているということで、入居するときに自治会の協力とあわせて、そういう環境のことも言ってきているということになっております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 総体の計画につきまして私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

特公賃につきましては過疎計画のほうで一応40戸というふうに計画を立てております。これまでは、緑町と新町、合わせて18戸、今回は6戸と。それから、これから建つ旭町団地なのですが、その中には特公賃が8戸含まれていますので、残りは8戸程度を今後予定したいというふうに考えております。

それから、整備関係の面なのですが、確かに入居条件の中には、例えば隣の方とか地域に迷惑を掛けるような行為があったときは出て行ってもらうというようなものがあるのですが、その中に厳密にいきまして草取りというのが入るのかということもちょっとございます。ただ、確かに全く草取りもしないと。それから、例えば集合住宅であっても階段の掃除もしないというような方もいらっしゃいますし、逆に言えば自治会に全く入らないと。自治会費も納めないという方も中にはいらっしゃいます。そういう方について自治会のほうから結構なんとかならないのかというようなことで再々言われておまして、今の段階では私どもとしましては、入居するときにはまず自治会のほうには参加してくださいと。自治会には例えばごみの問題でお世話になることもありますので、そういうことから自治会のほうには十分に参加したり活動していただきたいというようなことを入居の時に申しているということをしております。あと、一つ事例としてあるのですが、これはつつみ団地の中なのですが、3階建てのほうで、ある入居さんが私の所汚いのだと。それで、何とかしたいのだというようなことで一度ご相談になられたことがあります。そのときにやったことといたしますのは、そういう考えでしたら入居者の方に声を掛けていただいて、例えば階段の掃除当番、それを決めたらどうですかと。そういうことをやることについて、町として全面的にバックアップをいたしますということで、当番表のようなものを作って渡したりとか、そういう事例もございますので、入居者個々の環境整備については、今後もそういうような意見、活動というものも大事にしていきたいと思っておりますし、それから各入居者さんについても、指導をしていきたいというふうに考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今主幹と課長の話で、ある程度こういった面で認識度を持って入居者に対応はしているのかなということでもわかりますけれど、やっぱり数もこれから40戸もつくって、団地もありますけど、若い人がその地域にある程度定着して、その周辺の人だとか自治会に入って触れ合うところにまた若い人とコミュニケーションをとることが自治会もいいし、それから周りもそういう若い人たちが来てくれば、たくさんいれば心強いという。触れ合いもしないで全然ただ住んでいますと、いつ帰って来ているのだから、いつ出て行っているのだからわからないというような状態で、これは個人の仕事の事情もあってやむを得ないのだけど、せめて自治会だとか自分の玄関先の草ぐらい取るだけとかって、全面的にやらないことはわかるけど、私の所もよくあそこを私は散歩するのだけど、玄関の一つ一つの所にフキがあるのか草があるのか、ごみがあるのだから、玄関の入り口も何一つ刈ることもなきゃ、ごみもあれば何もしないと。そして、自治会あたりに来ても全然参加もしてくれないし、たくさん若い人がここに張り付けてくれるのはいいけど、お付き合いもできないし、そういうこともしてくれないのなら、返ってもうただ住んでいるというだけで何もあれだという話はよく聞くのだけど、私たちも入居の際には、そういうことも徹底させるように担当者にも言っているし、やっぱりそういうことは徐々にきちっと改善されますよと言っていますけど、やっぱり今課長もそういう認識度を持っていますけど、もう少し実態を日ごろの実態をやっぱり見てもらうこともいいのじゃないの。どういような環境だとか、どういような実態で若い人たちが生活しているのかという、そういうことも担当者としてもたまたま我々の意見を聞くだけでなく、そういう入居はしたけどどうなんだろうなど。果たしてこちらの要望どおりになっているのかという、そういう実態調査もして、少しでも周りの人たちにもよく見られるような入居条件でいかなかったら、私はこれから先たくさん数つくっていくのだし、やっぱり高齢化社会の中で若い人がそこに張り付けてくることは歓迎はしてはいるけれど、反面そういうような問題が出てきているということで、我々も議員だから細かいことはよく言われますけど、私は私なりにそういうことも担当者にも言っているし、そういうこともないように心がけ

るようにこれからも行政としてはきちっとしていきますということは言っていますので、できるだけひとつそれに応えた形をとって行ってほしいなと思っていますので、その辺よくひとつ実態調査もしながら、数だけたくさんつくってもそういういろんな面でああよかったなと思われるような特賃であればいいし、若い人たちもまたそこで地域の人たちと触れ合う機会もあって、それではじめてそういうコミュニケーションができて、ああよかったなと歓迎していけるのだから、そういうこともやっぱり先に見て、やっぱり特賃をつくるようにしていかなかったら、私は今後やっぱりそういうことが、ああでもないこうでもないと言われぬように、できるだけ改善しながら特賃を増やして行ってほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、特賃だけで、例えば野球場の所の二階建ての公住あります。あそこなんかもと定着しているけど、1軒か2軒空いたらもう2か月も全然公募しているのだからしていないのだから、2か月も誰も入って来ないと。私もあの辺ちょっと散歩するのだけど、空いたら空きっ放しで、もう2か月もなっているのだけど、全然入って来るようではないし、ここだったら誰でも入るのでないですかとよく言われるのですが、公募しているのですか実際にと。そんな回覧も見たことないし、あの辺もやっぱり空いたらすぐ入ってもらえるような形をとるようにひとつ役場のほうではきちっとやってもらいたいなということを、その地域の入っている人たちが言うのですから、私の言っている所わかんと思うのですが、そういうことも早く空いたらきちっと公募して、なるべく期間をあれしないで入れるとあって、私はしていったらいいのではないかと思います。

○議長（鹿中順一君） 簡潔にお願いします。

○6番（白馬康進君） わかりました。だから、そういうことでひとつ対処してもらいたいと思いますので、その辺もよく考えてぜひひとつやってほしいと思います。

これに対してもし答弁があれば受けたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 実態調査の件なのですが、実態調査をするまでもなく自治会長さんのほうからかなりうちのほうには申し出がございまして、先ほど言いましたように自治会費を納めていないとか、自治会活動に参加していないのだという

ことで、何とかしれという形で何度も言われておりますので。ただ、公営住宅法でいきますと、自治会に活動しないから、することを条件に公営住宅に入るといのはちょっと法令上で難しい面がありますので、その辺は自治会長さんにもお話ししているとおりのほうで入居するとき十分言いますという形で今言っているというのが実態でございます。ですから、確かに若い人たちの中では、そういう地域活動に全く無関心の方も多いいということでもありますので、その点については特に入居時にいろんなものを渡したりですとかしていますので、今後もそういうことで指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、つつみ団地の件なんですけども、公募につきましては、空いたらその空いた月の翌月の最初のほうに公募するという形をとっています。例えば9月中に空けば10月のチラシに間に合えば10月のチラシに入れて公募をするという形をずっととっていますので、ほとんど空けばすぐ公募という形に今はなっているというふうに思っております。ただ、公募につきましても、実際に公募はしたのですけれども、入居があるのかというのがございます。今回もまちなか団地と一緒に活汲地区の住宅も公募いたしましたけれども、実際には活汲は応募がなかったということで、まちなか団地にかたまったという形になっております。ですから、つつみ団地も空いたらすぐ公募はするのですけれども、応募がないという実態がありますので、その辺がちょっと難しいかなと。ただ、一度公募したものは公募済み住宅ということで、次に要望があったときには、早い者勝ちといえますか入居者要件に合えば、どんどん入れていくような形でとっておりますので、そういう形で空いた住宅には埋めていくという方法を今とっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、報告第 12 号 例月出納検査の報告について、平成 24 年度 8 月分を議題とします。

監査委員から、平成 24 年度 8 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 24 年第 5 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 2 分）